

家庭状況変更届

(表)

伊那市長 宛

記入日 令和 年 月 日

保護者氏名 (□以前に申請した保護者からの変更を希望します。)

ふりがな
児童氏名 生年月日 令和 年 月 日 利用施設

ふりがな
児童氏名 生年月日 令和 年 月 日 利用施設

ふりがな
児童氏名 生年月日 令和 年 月 日 利用施設

下記 1～3 をご確認ください。〔 1. 変更事由に✓ → 2. 保育必要量の確認 3. 各種申請ごと必要な書類の添付〕

1. 家庭状況の変更 (該当項目に✓または○をし、変更内容を記入のうえ、必要書類を添付してください。)

□就労状況	父 ・ 母 の就労状況が下記✓および就労証明書のとおり変更になりました。 □就職 □転職 □就労日数・時間・勤務場所の変更
□求職活動	父 ・ 母 が令和 年 月 日に退職しました。
□妊娠	出産予定日 令和 年 月 日
□出産	出産日 令和 年 月 日 出産後の予定 □復職 □育児休業取得 □その他
□疾病・障害等	父 ・ 母 の疾病名および加療期間は、別紙診断書のとおりです。
□介護・看護	介護を受ける方の氏名 続柄 期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 □入院 □在宅 □通院 □送迎 □その他 ()
□災害復旧	罹災者
□就学	父 ・ 母 の就学先および期間は、別紙証明書類のとおりです。
□育児休業取得中の継続利用	別紙「育児休業取得に伴う保育園継続利用申請書」をご記入ください。
□その他	変更内容
□婚姻	婚姻日 令和 年 月 日
□離婚	離婚日 令和 年 月 日
□市内転居	新住所 〒 伊那市
□連絡先の変更	□父 □母 電話番号

2. 保育必要量の変更 (保育事由の変更が生じる場合は必ず記入または✓をしてください。)

変更希望日 令和 年 月 日から	保育必要量 □短時間 □標準時間 □変更なし
(保育必要量の変更を希望する場合のみ、日にちをご記入ください。)	
※届出を元に審査・決定を行うため、必ずしも希望する保育必要量に変更できるとは限りません。	

3. 書類の確認 (裏面をご確認のうえ、必要な書類を添付してください。)

- * 提出先 在籍保育園 (入園前の場合はこども政策課保育係)
 - * お問い合わせ先 伊那市役所こども政策課保育係 (伊那市役所 1 階)
- [電話] 0265-78-4111 [内線] 2324～2326

保育事由ごとに必要な書類を用意し✓のうえ、添付してください。

変更事由	添付書類	本事由の適用条件および留意事項
☐ 就労状況	☐ 就労証明書（所定の様式のもの） （自営業の場合は以下3点も添付） ☐ 開業届または営業許可証の写し（事業を証明するもの） ☐ 確定申告書（控）の写し（収入を証明するもの） ☐ 所得税青色申告決算書の写し（収入を証明するもの）	月64時間以上の就労を常態としていること （自営業の方で左記書類の用意が難しい場合は保育係へご相談ください。）
☐ 求職活動	☐ 添付書類不要	退職日の翌日から3ヵ月以内の就労
☐ 妊娠	☐ 母子手帳の写し（表紙および出産予定日が分かる箇所）	出産予定日の2ヵ月前から出産3ヵ月後の月末まで
☐ 出産	☐ 添付書類不要	
☐ 疾病・障害等	☐ 医師の診断書（または障害者手帳の写し）	保護者が病気あるいは負傷等で児童の家庭内保育が困難な場合
☐ 介護・看護	☐ 介護または看護を受ける方の身体障害者手帳の写し 等	親族等の介護を理由に児童の家庭内保育が困難な場合
☐ 災害復旧	☐ 罹災証明 等	地震、火災、風水害などに遭いその復旧にあたっていること
☐ 就学	☐ 学生証の写し ☐ 時間割表（カリキュラム）の写し	職業訓練校や大学等に就学していること（趣味の講座等は除く）
☐ 育児休業取得中の継続利用	☐ 育児休業取得に伴う保育園継続利用申請書 ☐ 育児休業証明書	育児休業を取得する際、既に保育園等を利用している子どもがおり、継続利用が必要と認められる場合（詳細な要件は保育係までお問い合わせください）
☐ その他	☐ その事由を公的に証明する書類	市長が認めた場合に限る
☐ 婚姻	☐ 婚姻相手の保育の必要性を証明する書類 ☐ 戸籍謄本または婚姻受理証明書の写し	婚姻日の月の翌月から保育料が変更となります
☐ 離婚	☐ 戸籍謄本または離婚受理証明書の写し	離婚月あるいは配偶者と住所が別になった月（住民基本台帳上）の遅い方の翌月から保育料が変更となります
☐ 市内転居	☐ 添付書類不要	
☐ 連絡先の変更	☐ 添付書類不要	

※上記添付書類の他に提出を求める場合がございます。ご了承ください。
※提出書類に虚偽が認められた場合、または入園後に保育の必要性がなくなった場合は退園となります（支給認定の取り消し）。

＊留意事項＊

○保育所施設へ在籍中に就労状況や婚姻等で家庭の状況に変更が生じた場合は、変更があった日から2週間以内を目安に速やかに届出をしていただく必要があります。

ただし、保育必要量の変更（短時間⇔標準時間）を希望する場合は、原則、**変更が生じる月の前月20日まで**に届出が必要です。期限までの届出が確認できない場合、遡って認定の変更は行いません。また、届出を元に審査し支給認定の決定を行うため、必ずしも希望する保育必要量に変更できるとは限りませんのでご了承ください。

○届出の内容によっては、利用者負担額（保育料）や支給認定事由が変更となる場合があります。担当課において手続きができ次第、該当する方へ「利用者負担額変更通知書」または「支給認定変更通知書」を送付いたしますので、ご確認ください。

○月途中で保育必要量の変更を希望される方は、別紙「保育必要量が月途中で変更になる方へ（短時間認定⇔標準時間認定）」をご確認ください。

担当課記入欄

保 育 園 確 認	
(受付日) 令和 年 月 日	
(園名)	
(園長氏名)	印

保育係受付日	保育係記入欄	
	入力日（変更処理日）	令和 年 月 日
	要件（変更前）	☐ 就労 ☐ 求職活動 ☐ 妊娠 ☐ 出産 ☐ その他
	要件（変更後）	☐ 就労 ☐ 求職活動 ☐ 妊娠 ☐ 出産 ☐ その他
	保育必要量	☐ 短 ☐ 標準 ☐ 短のまま ☐ 標準のまま
	認定期間	令和 年 月 日から
備考欄		